



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 123 和歌山県CMS運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(広報課)..... 1
- 124 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防
サービス事業者の廃止 (長寿社会課)..... 3
- 125 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 5
- 126 木材業者等の登録の変更 (")..... 5
- 127 " (")..... 5
- 128 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 6
- 129 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)..... 6
- 130 南海橋本林間田園都市・三石台第六地区建築協定の認可 (建築住宅課)..... 6
- 131 平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者
に必要な資格等 (教育委員会)..... 6
- 132 平成30年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に
必要な資格等 (")..... 8

○ 公告

- 入札公告 (広報課)..... 10
- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)..... 13
- 入札公告 (教育委員会)..... 13
- " (")..... 16

○ 監査公表

- 監査公表第5号 19

告 示

和歌山県告示第123号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県CMS運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
- (1) 業務の名称
和歌山県CMS運用保守業務委託
- (2) 契約期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第177条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 過去5年以内に、国、都道府県又は市町村において同種同規模の契約の履行（完了）実績が2件以上あり、かつ、これらを誠実に履行した者であること。
- (10) 3のシからセまでに規定する資格を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 法人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - キ 個人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない住民票
 - ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - ケ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
 - サ 2の（9）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
 - シ 国際規格IS09001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証その他のものの写し
 - ス 国際規格IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登

録証その他のものの写し

セ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

(2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月6日（火）から同年3月5日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年2月6日（火）午前9時から同月15日（木）午後5時までの間に和歌山県知事室広報課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年2月6日（火）から同年3月5日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成30年3月2日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県知事室広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034

ファクシミリ番号 073-423-9500

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年3月19日（月）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071601185	有限会社ボラリス	居宅介護支援事業所シリウス	和歌山県有田郡有田川町下津野1552-3	居宅介護支援	平成29.7.1
3061090068	株式会社アイガアル	訪問看護ステーション愛がある	和歌山県橋本市高野口町大野235-1	訪問看護 介護予防訪問看護	平成29.7.16
3071400190	株式会社はるな介護センター	はるな訪問介護ステーション	和歌山県海南市椋木173	訪問介護 介護予防訪問介護	平成29.7.31
3072200540	有限会社熊彦	あい生きがい支援	和歌山県田辺市上の山二丁目6-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成29.7.31
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	和歌山県日高郡美浜町田井402-1	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成29.8.14
3071700664	株式会社生駒管工	ぴーち	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1567-4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成29.9.30
3072300589	南紀プロパンガス株式会社	南紀プロパンガス株式会社	和歌山県新宮市清水元一丁目1-9	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成29.9.30
3071600856	株式会社ささき居宅介護	居宅介護支援春一番	和歌山県有田郡有田川町熊井689-81	居宅介護支援	平成29.9.30
3061490029	海南市	海南市訪問看護ステーション	和歌山県海南市日方1272-40	居宅介護支援	平成29.10.1
3071401016	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部海南事業所	和歌山県海南市藤白169	訪問介護 介護予防訪問介護	平成29.10.4
3071700433	株式会社ほほえみの里	居宅介護支援事業所アンサンプル	和歌山県紀の川市貴志川町長山277-108	居宅介護支援	平成29.10.8
3071000412	社会福祉法人光誠会	城山台デイサービスセンター	和歌山県橋本市城山台二丁目12-1	介護予防通所介護	平成29.10.31
3061690040	有限会社堂ノ前	小畑訪問看護ステーション	和歌山県有田郡有田川町小川34-1	訪問看護 介護予防訪問看護	平成29.11.1
3072000551	有限会社ハタ	住まいるサポート	和歌山県御坊市菌535	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成29.11.9

30724009 34	株式会社すさみ介護	ケアプランえすみ	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4038-1	居宅介護支援	平成 29.11.30
30723004 80	中瀬古医療・福祉コンサルティング有限会社	居宅介護支援事業所なかせこ	和歌山県新宮市大橋通四丁目1-8	居宅介護支援	平成 29.12.17
30723004 56	中瀬古医療・福祉コンサルティング有限会社	なかせこデイサービスセンター	和歌山県新宮市大橋通四丁目1-8	介護予防通所介護	平成 29.12.31
30710012 87	有限会社レッツ	ケアプランセンターあしたば	和歌山県橋本市隅田町下兵庫957-27	居宅介護支援	平成 30.1.1
30722012 33	株式会社あさひ	シーサイド浜風	和歌山県田辺市芳養松原一丁目2-7	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 30.1.1

和歌山県告示第125号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
		7007	平成 29.12.13	大阪府大阪市住之江区 新北島三丁目6番45号	木材開発株式会社 代表取締役 谷正剛	チップ	大阪府大阪市住之江区 新北島三丁目6番45号

和歌山県告示第126号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
森林組合こうや	主たる事務所の所在地	橋本市清水543番地の1	伊都郡高野町高野山22番地の3	平成 29.12.11
株式会社かつら木材商店	代表者の氏名	代表取締役 安藝敏哉	代表取締役 桂洸平	平成 29.12.25
竹上木材株式会社	代表者の氏名	代表取締役 竹上光明	代表取締役 竹上昌宏	平成 30.1.19

和歌山県告示第127号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第2号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日

森林組合こうや	営業所及び工場の所在地	橋本市清水543番地の1	伊都郡高野町高野山22番地の3	平成 29. 12. 11
---------	-------------	--------------	-----------------	------------------

和歌山県告示第128号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	須江曳縄

和歌山県告示第129号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成30年2月13日から同月28日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・三石台第六地区建築協定を平成30年1月26日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(2) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年2月6日（火）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。
- (9) 次のいずれかの実績を有する者であること。

ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績

イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 業務経験等証明書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（9）に掲げる実績を有することを証明する書類

(2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月6日（火）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年2月6日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年2月6日（火）から同月28日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年3月21日（水）までに送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年4月4日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成30年4月9日（月）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成30年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成30年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、平成30年2月6日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に登録されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、キ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成30年2月6日（火）から同年3月6日（火）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行

う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成30年2月28日（水）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成30年2月9日（金）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年2月6日（火）から同年3月6日（火）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9500
ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年3月23日（金）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）及び月曜日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日及び月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

公 告

入 札 公 告

和歌山県CMS運用保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成30年度から平成34年度まで
 - (2) 業務の名称
和歌山県CMS運用保守業務委託
 - (3) 仕様等
和歌山県CMS運用保守業務委託仕様書のとおり
 - (4) 業務期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
平成30年和歌山県告示第123号に規定する和歌山県CMS運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階
和歌山県知事室広報課
 - (2) 期間
平成30年2月6日(火)から同年3月19日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の(1)に同じ。
 - (2) 期間
3の(2)に同じ。
 - (3) 入札説明書に対して質問がある者は、平成30年2月6日(火)午前9時から同月15日(木)午後5時までの間に和歌山県知事室広報課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階 3-A会議室
 - イ 入札日時
平成30年3月20日(火)午後2時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成30年3月19日(月)午後5時までに和歌山県知事室広報課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した

金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県知事室広報課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県知事室広報課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県知事室広報課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034 (直通)

ファクシミリ番号 073-423-9500

- (2) この一般競争入札は、平成30年2月和歌山県議会において、平成30年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。
- (3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Operation and Maintenance of Wakayama Prefectural Web Site Contents Management System
- (2) Date and time for tender :
2:00 p.m. 20 March 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 19 March 2018)
- (3) Contact point for the notice :
Public Relations Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2034
FAX 073-423-9500

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
太地都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県太地町太地字水ノ浦、寄子路、新屋敷
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
太地町産業建設課
- 4 縦覧期間
平成30年2月9日から同月23日まで

入札公告

平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年2月6日

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成30年度
- (2) 業務の名称
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 業務履行場所
仕様書による。
- (5) 履行期間
平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成30年和歌山県告示第131号に規定する平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館6階
和歌山県教育庁教育総務局総務課
- (2) 期間
平成30年2月6日（火）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 入札説明書等について質問がある者は、平成30年2月6日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階 3-A会議室
- (2) 日時
平成30年2月16日（金）午後3時40分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
5の（1）に同じ。
 - イ 入札日時
平成30年3月22日（木）午後2時50分
 - ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る平成30年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2018 - 31 March 2019)

(2) Date and time for tender :

2:50 P.M. Thursday 22 March 2018

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517

入札公告

平成30年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第132号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

平成30年2月6日（火）から同年3月6日（火）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は平成30年2月28日（水）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成30年2月9日（金）午後2時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

平成30年3月27日（火）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成30年3月27日（火）午後2時までに和歌山県立図書館資料課に必着する

ように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9510

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、平成30年2月和歌山県議会定例会において、平成30年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

(2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Tuesday 27 March 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M. Tuesday 27 March 2018)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9500

FAX 073-436-9510

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年12月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月6日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 尾 崎 要 二

和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成29年12月26日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

- (ア) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
- a 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。
 - b 収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていた。
- (イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 職員住宅の天井修繕業務に係る契約において、根拠なく二者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。
- (エ) 講習会等の参加負担金の支払において、請求書ではなく受講決定通知により支出していたので、適正な審査を行われたい。
- (オ) 支出票で、出納員の決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約1,040万円となっており、前年度末に比し約147万円増加している。
- 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。
- また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約349万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約610万円となっており、前年度末に比し約116万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約30万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (エ) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていたため、適正に処理されたい。
- (オ) 講習会等の参加負担金の支払において、請求書ではなく受講決定通知により支出していたので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

- (ア) 農林水産業使用料(土地水面)については、平成28年度末で約20万円の新たな収入未済が発生し

ている。

未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土木使用料（公営住宅）については、平成28年度末で約48万円が収入未済となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 納期限までに納入されなかった使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(オ) 使用料及び賃借料（土地使用）の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約145万円となっており、前年度末に比し約96万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成28年度末で約29万円となっており、前年度末から回収が進んでいない。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額は、平成28年度末で約25万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立なぎ看護学校

(ア) 職員の旅費について、過渡しや支給漏れがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 胸部結核検診の単価契約の決裁において、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

教育委員会と協議せずに、承認基準を満たさない、1日当たり6時間を超えるレンタカー使用の旅の命令を行っていたので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新翔高等学校

計量検査手数料の資金前渡の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。